

入札公告

条件付き一般競争入札を次のとおり実施する。

平成29年8月28日

県立日南病院長 峯 一 彦

1 競争入札に付する事項

- (1) 委託件名 中央監視管理業務
- (2) 委託内容 施設設備の運転監視・保守及び防災業務等
- (3) 委託場所 県立日南病院 日南市木山1丁目9番5号
- (4) 委託期間 平成29年10月1日から平成32年9月30日まで
- (5) 入札方法

ア (1)の業務名について入札を実施する。落札決定に当たっては、入札書に記載した金額に当該金額の100分の8に相当する金額を加算した金額(1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額)をもって落札金額とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の108分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

イ 開札した場合において、予定価格の制限の範囲内の価格で、最低制限価格以上の価格の入札がないときは、直ちに再度の入札を行うものとする。

ウ 入札の回数は、2回を限度とする。

2 競争入札に参加する者に必要な資格に関する事項

この競争入札に参加する資格を有する者は、次に掲げる要件をすべて満たす者とする。

- (1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 庁舎等の設備維持管理業務の委託契約に係る競争入札の参加資格等に関する要綱(平成6年宮崎県告示第1058号の3)に基づく平成29年度設備維持管理業務入札参加資格者名簿に登録されている者で、設備維持管理業務の種類が力:冷暖房設備の運転及び監視に係る業務であり、かつ入札参加希望地区が日南市周辺であること。
- (3) 県内に本店を有する者であること。
- (4) 別紙仕様書に示す技術者を配置することができること。
- (5) 宮崎県の県税(個人県民税及び地方消費税を除く。以下同じ。)に係る徴収金に未納がないことを確認できる者であること。
- (6) 平成29年度において当該入札に係る業務を受託し、誠実に履行している者、又は宮崎県内に所在する建物(施設)において、平成19年度以降に当該業務と同種の業務を元請として1年間で1千万円以上完了した実績を有する者であること。
- (7) 公告日から入札日までのいずれの日においても、庁舎等の設備維持管理業務の委託契約に係る競争入札の参加資格等に関する要綱(平成6年宮崎県告示第1058号の3)第11条に規定する入札参加資格停止となっていない者であること。

3 契約条項を示す場所及び期間

- (1) 場所 県立日南病院 総務課整備担当 日南市木山1丁目9番5号
郵便番号 887-0013 電話番号0987-23-3111
- (2) 期間 平成29年8月28日から平成29年9月7日まで(土曜日及び日曜日を除く。)

4 入札説明書等の交付場所及び交付期間

- (1) 場所 県立日南病院 総務課整備担当（病院ホームページからダウンロード可能）
- (2) 期間 平成29年8月28日から平成29年9月7日まで（土曜日及び日曜日を除く。）

5 入札及び開札の場所及び日時

- (1) 場所 県立日南病院 2階 第2会議室
- (2) 日時 平成29年9月8日（金）午前10時30分

6 入札保証金

入札保証金については、病院局財務規程（平成18年宮崎県病院局企業管理規程第15号）第81条の規定による。

7 入札の無効に関する事項

病院局財務規程第107条に規定する入札は、無効とする。

8 落札候補者の決定の方法

- (1) 開札後、予定価格の範囲内（最低制限価格を設けている場合は、予定価格以下かつ最低制限価格以上、最低制限価格を設けてない場合は、予定価格以下とする。）で、最低価格で入札した者を落札候補者とする。
- (2) 前項の最低価格で入札した者が2者以上いる場合においては、当該価格で入札した者（以下「同価入札者」という。）によるくじで落札候補者を定める。この場合において、当該入札者のうち開札に立ち会わない者又はくじを引かない者があるときは、これに代えて当該入札事務に関係のない職員にくじを引かせるものとする。
- (3) 落札候補者について入札参加資格の確認（以下「資格確認」という。）を行うため、落札決定を保留する。

9 入札参加資格確認申請書及び入札参加資格確認資料の提出

落札候補者は、以下のとおり入札参加資格要件を満たしていることを証する書類を提出する。参加資格要件の審査を行い、当該要件を満たすことが確認できた者を落札者として決定する。

- (1) 提出場所 県立日南病院 総務課整備担当
- (2) 提出期限 平成29年9月12日 午後5時
- (3) 提出方法 持参に限るものとする。

10 契約に関する事務を担当する部局等

県立日南病院 総務課整備担当 日南市木山1丁目9番5号
郵便番号 887-0013 電話番号0987-23-3111

11 その他

- (1) この条件付き一般競争入札に関する詳細は、入札説明書による。
- (2) 本件入札においては、最低制限価格を設けるものとし、最低制限価格に満たない入札についてはこれを無効とする。
なお、最低制限価格より低い価格の入札をしたものは、再度の入札に参加できないものとする。
- (3) 本件業務の委託契約は、地方自治法第234条の3の規定に基づく長期継続契約であり、契約条項において「翌年度以降予算が減額又は削除された場合に、県が契約を解除できる」旨の特約事項を規定するものとする。

入札説明書

県立日南病院が行う中央監視管理業務に係る入札公告に基づく条件付一般競争入札については、関係法令に定めるもののほか、この入札説明書によるものとする。

入札に参加する者は、下記事項を熟知の上で入札しなければならない。なお、当該説明書等について質問がある場合は、県立日南病院に問い合わせることができる。ただし、入札後に説明書等についての不知又は不明を理由として異議を申し立てることはできない。

1 公告日 平成29年8月28日

2 競争入札に付する事項

- (1) 業務名 中央監視管理業務
- (2) 業務内容 施設設備の運転監視・保守及び防災業務等
- (3) 業務場所 県立日南病院 日南市木山1丁目9番5号ほか
- (4) 期間 平成29年10月1日から平成32年9月30日まで
(地方自治法第234条の3に基づく長期継続契約)

(5) 最低制限価格

最低制限価格を設けるものとし、最低制限価格に満たない入札については、これを無効とする。なお、最低制限価格より低い価格の入札をしたものは、再度の入札に参加できないものとする。

3 競争入札に参加する者に必要な資格

この競争入札に参加する資格を有する者は、次に掲げる要件をすべて満たす者とする。

- (1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 庁舎等の設備維持管理業務の委託契約に係る競争入札の参加資格等に関する要綱(平成6年宮崎県告示第1058号の3)に基づく平成26年度設備維持管理業務入札参加資格者名簿に登録されている者で、設備維持管理業務の種類が力:冷暖房設備の運転及び監視に係る業務であり、かつ入札参加希望地区が日南市周辺であること。
- (3) 県内に本店を有する者であること。
- (4) 別紙仕様書に示す技術者を配置することができること。
- (5) 宮崎県の県税(個人県民税及び地方消費税を除く。以下同じ。)に係る徴収金に未納がないことを確認できる者であること。
- (6) 平成29年度において当該入札に係る業務を受託し、誠実に履行している者、又は宮崎県内に所在する建物(施設)において、平成19年度以降に当該業務と同種の業務を元請として1年間で1千万円以上完了した実績を有する者であること。
- (7) 公告日から入札日までのいずれの日においても、庁舎等の設備維持管理業務の委託契約に係る競争入札の参加資格等に関する要綱(平成6年宮崎県告示第1058号の3)第11条に規定する入札参加資格停止となっていない者であること。

4 当該調達契約に関する事務を担当する部局等の名称及び所在地

- (1) 名称 県立日南病院 総務課整備担当
- (2) 所在地 日南市木山1丁目9番5号
郵便番号887-0013 電話番号0987(23)3111

5 契約条項を示す場所及び期間

- (1) 場所 県立日南病院 総務課整備担当
日南市木山1丁目9番5号 電話番号 0987(23)3111
- (2) 期間 平成29年8月28日から平成29年9月7日まで(土曜日及び日曜日を除く。)

6 仕様書に関する質問及び閲覧

- (1) 仕様書に関する質問がある場合は、次に従い書面(様式は自由)により提出すること。
ア 受付期間
平成29年8月28日から平成29年9月1日まで
なお、受付時間は、午前9時から午後5時まで(正午から午後1時までを除く。)とする。

イ 受付場所 5に同じ

ウ 提出方法

書面は持参又は郵送(書留郵便に限る。)により提出するものとし、電送によるものは受け付けない。

また、郵送による場合、アの期間内に担当部局に到達するよう留意すること。

(2) (1)の質問書に対する回答は、回答書を作成し、事務室前掲示板に掲示するものとする。

ア 閲覧場所 県立日南病院事務局掲示板

イ 閲覧期間

平成29年9月4日から平成29年9月7日まで

7 入札と開札

(1) 入札に参加する者は、別紙様式第1号による入札書(以下「入札書」という。)を持参により提出しなければならない。電話、電報、ファクシミリその他の方法による入札は認めない。

(2) 入札と開札の日時及び場所

ア 日時 平成29年9月8日(金) 午前10時30分

イ 場所 県立日南病院 2階 第2会議室
日南市木山1丁目9番5号

(3) 代理人が入札を行う場合は、別紙様式第2号による委任状を提出するほか、入札書に入札者の氏名又は名称若しくは商号(法人の場合は代表者の職氏名) 代理人であることの表示並びに当該代理人の氏名を記載して押印(外国人の署名を含む。以下同じ。)をしておかなければならない。

(4) 入札書は封筒に入れ密封し、かつ、封皮に氏名(法人の場合はその名称又は商号)を記載しなければならない。

(5) 競争入札参加者又はその代理人は、入札書の記載事項を訂正する場合は、当該訂正部分について押印をしなければならない。なお、入札書の表記金額は訂正できない。

(6) 競争入札参加者が連合し、又は不穏な挙動をする等の場合で競争入札を公正に執行することができない状態にあると認められたときは、入札の執行を延期し又は取り消す。

(7) 落札決定に当たっては、入札書に記載した金額に当該金額の100分の8に相当する金額を加算した金額(1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の108分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

8 入札保証金及び契約保証金

(1) 入札保証金

入札金額の100分の5以上の入札保証金又はこれに代わる担保を納付又は提供すること。

ただし、次のア又はイのいずれかに該当すると認められる場合は、入札保証金の納付が免除される。

ア 保険会社との間に県を被保険者とする入札保証保険契約(入札金額の100分の5以上)を締結し、その証書を提出する場合。

イ 落札者が契約を締結しないこととなるおそれがないと認められるとき。

(2) 契約保証金

契約金額の100分の10以上の契約保証金又はこれに代わる担保を納付又は提供すること。

ただし、次のア又はイのいずれかに該当すると認められる場合は、契約保証金の納付が免除されることがある。

ア 保険会社との間に県を被保険者とする履行保証保険契約(契約金額の100分の10以上)を締結し、その証書を提出する場合。

イ 過去二箇年の間に国又は地方公共団体と種類及び規模をほぼ同じくする契約を二回以上にわたって締結し、これらをすべて誠実に履行し、かつ、契約を履行しないこととなるおそれがないと認められるとき。

9 落札候補者の決定等

(1) 開札後、予定価格の範囲内(最低制限価格を設けている場合は、予定価格以下かつ

最低制限価格以上、最低制限価格を設けてない場合は、予定価格以下とする。)で、最低価格で入札した者を落札候補者とする。

- (2) 前項の最低価格で入札した者が2人以上いる場合においては、当該価格で入札した者(以下「同価入札者」という。)によるくじで落札候補者を定める。この場合において、当該入札者のうち開札に立ち会わない者又はくじを引かない者があるときは、これに代えて当該入札事務に関係のない職員にくじを引かせるものとする。
- (3) 落札候補者について入札参加資格の確認(以下「資格確認」という。)を行うため、落札決定を保留する。

10 再度入札

- (1) 開札した場合において、予定価格以内での価格の入札がないときは、直ちに再度の入札を行うものとする。
- (2) 入札の回数は、1回を限度する。
- (3) 再度入札を辞退しようとするときは、辞退する旨を記載した入札書を提出しなければならない。

11 入札参加資格確認申請

- (1) 落札候補者の資格確認を行うため、入札参加資格確認申請書(別紙様式第3号。以下「申請書」という。)及び次に掲げる入札参加資格確認資料(以下「添付資料」という。)の提出を求める。ただし、入札参加資格を満たしていないことが明らかな場合は、提出を求めないことがある。
 - ア 法人にあっては登記事項証明書の写し又は個人にあっては身分証明書の写し
 - イ 宮崎県の県税に係る徴収金に未納がないことを証する書面の写し
 - ウ 同種業務実績調書(別紙様式第4号)
 - エ 配置技術者の資格等調書(別紙様式第5号)添付資料のア及びイは6か月以内のものとする。
- (2) 提出場所 県立日南病院 総務課整備担当
- (3) 提出期限 平成29年9月12日 午後5時
- (4) 提出方法 持参に限るものとする。
- (5) 提出期限日以降は、申請書等の修正及び再提出を認めない。
- (6) 提出期限日までに申請書等を提出しない場合又は指示に従わない場合は、当該落札候補者のした入札は無効とする。
- (7) 資格確認は、申請書等は提出され日の翌日から起算して2日以内に行う。ただし、資格確認に疑義が生じた場合はこの限りでない。

12 落札者の決定

- (1) 資格確認の結果、落札候補者が入札参加資格を満たすことが認められた場合には、当該落札候補者を落札者として決定する。
- (2) 落札者を決定した場合にあっては落札決定通知書(別紙様式第6号)を送付する。
- (3) 落札候補者に入札参加資格がないとした場合(11の(1)のただし書きにおいて申請書等の提出を求めなかった場合を含む。)においては、入札参加資格確認結果通知書(別紙様式第7号。以下「確認通知書」という。)により入札参加資格がないとした理由を付して通知するとともに、当該理由について説明を求めることができる旨を教示する。

13 入札参加資格がないと認められた者に対する理由の説明

- (1) 入札参加資格がないとされた確認通知書を受理した者は、当該通知を受理した日の翌日から起算して2日以内に、書面により入札参加資格がないとした理由の説明を求めることができる。
- (2) 前項の説明を求める書面を受理したときは、当該書面を受理した日の翌日から起算して2日以内に、当該説明を求めた者に対して入札参加資格があると認める場合を除いて書面により回答する。
- (3) 前項の回答にあたり、入札参加資格があると認める場合には、入札参加資格がないとした確認通知書を取り消すとともに、当該説明を求めた者を落札者として決定し、落札決定通知書を通ずる。
- (4) 前項の場合に14の(2)の規定により他の落札候補者に対する資格確認を中断しているときは、当該他の落札候補者に対する資格確認を中止し、中止した旨を入札参加資格確認中止通知書(別紙様式第8号)により当該他の落札候補者に通知する。

14 次順位者の資格確認

- (1) 資格確認の結果、落札候補者に入札参加資格がないとした場合は、入札参加資格がないとした者(以下「失格者」という。)以外の同価入札者が2者以上いる場合にあっては当該同価入札者によるくじで落札候補者を定め、失格者以外の同価入札者が1者である場合にあっては当該同価入札者を、同価入札者がいない場合にあっては失格者の次に予定価格の範囲内で最低価格を入札した者を、落札候補者として資格確認を行う。
- (2) 前項の規定による資格確認は、失格者に12の(3)に規定する通知をした日から行う。ただし、当該失格者から13の(1)に規定する説明を求める書面を受理したときは資格確認を中断するものとし、中断の期間は11の(7)に規定する期間を算定するにあたり除く。

15 入札の効力

次の各号のいずれかに該当する入札は、無効とする。

- (1) 入札参加資格のない者のした入札
- (2) 同一人が同一事項についてした2通以上の入札
- (3) 2人以上の者から委任を受けた者が行った入札
- (4) 入札書の表記金額を訂正した入札
- (5) 入札書の表記金額、氏名、印影又は重要な文字が誤脱した又は不明な入札
- (6) 入札条件に違反した入札
- (7) 連合その他不正の行為があった入札

16 その他

- (1) 11に規定する申請書等及び13に規定する書面(以下「提出書類」という。)の作成及び提出に関する費用は、提出者の負担とする。
- (2) 提出書類は、入札参加確認以外の目的に使用しないものとする。
- (3) 提出書類は、返却しない。

(別紙様式第1号)

入 札 書 (委 託)

入札金額	拾	億	千	百	拾	万	千	百	拾	円
受託の内容	中央監視管理業務									
受託の場所	日南市木山1丁目9番5号ほか									
期 間	平成 29 年 10 月 1 日から 平成 32 年 9 月 30 日まで									
入札保証金	病院局財務規程第81条第2項第2号の規定により免除									
<p>上記金額に100分の108を乗じて得た金額をもって受託したいので、宮崎県病院局財務規程(平成18年宮崎県病院局企業管理規程第15号)等関係規程、設計書、仕様書及び指示事項を承知して入札します。</p> <p>平成 2 9 年 月 日</p> <p>住所 入札人 氏名</p> <p>県立日南病院長 峯 一彦 殿</p>										

入札条件等確認済

委任状

使用印鑑

私は、都合により

() を代理人と

定め下記業務の見積入札に関する権限を委任します。

記

- 1 受託の内容 中央監視管理業務
- 2 受託の場所 日南市木山1丁目9番5号ほか

平成 2 9 年 月 日

住 所

名 称

氏 名

県立日南病院長 峯 一 彦 殿

代理人の職名又は本人との関係

委任状

使用印鑑

私は、
（ ）を代理人と
定め貴病院が平成29年度において発注する業務等に関する次の権限を
委任します。

記

- 1 入札又は見積をすること。
- 2 契約を締結すること。
- 3 契約金(請負代金)を請求ならびに受領すること。
- 4 入札及び契約保証金の納付ならびに受領に関すること。
- 5 復代理人の選任に関すること。
- 6 その他前各号に関する一切の行為。
- 7 契約の目的 中央監視管理業務 場所:日南市木山1丁目9番5号ほか
- 8 委任期間 平成 年 月 日から平成 年 月 日までとする。

平成 2 9 年 月 日

住所

名称

氏名

県立日南病院長 峯 一 彦 殿

委任事項は、適宜補正してください。

入札参加資格確認申請書

年 月 日

県立日南病院長
峯 一彦 殿

住 所
商号又は名称
代表者氏名
電 話 番 号
F A X 番 号

印

平成29年9月 日を開札のありました中央監視管理業務委託に係る入札参加資格の確認について、下記の書類を添えて申請します。

なお、公告に掲げる欠格要件のいずれにも該当しないこと及び添付書類の内容については事実と相違ないことを誓約します。

記

- 1 法人にあつては登記事項証明書の写し（6か月以内のもの）、又は個人にあつては身分証明書の写し（6か月以内のもの）
- 2 宮崎県の県税（個人県民税又は地方消費税を除く。）に係る徴収金に未納がないことを証する書面の写し（6か月以内のもの）
- 3 同種業務実績調書
（別紙様式第4号）
- 4 配置技術者の資格等調書
（別紙様式第5号）

同種業務実績調書

住 所

商号又は名称

代表者氏名



業 務 名	
発 注 機 関 名	
契 約 日	
契 約 金 額	
施 設 名	
場 所	(都道府県名・市町村名)
期 間	年 月 日 ~ 年 月 日

- 備考 1 公告に掲げる同種業務の要件を満たす業務の受託実績を記載すること。
- 2 契約金額欄については、長期継続契約の場合は12か月分の金額を計上し、その下に括弧書きで全体額を記載すること。
- 3 記載した業務について契約書の写し又は発注者の委託業務履行証明書（別紙様式第9号）及び業務の内容が確認できる書類を添付すること。

配置技術者の資格等調書

会社名

配置予定技術者氏名				
生年月日				
採用年月日				
法令等 の 資格 ・ 免許	資格の名称			
	登録年月日 及び番号			
	資格の名称			
	登録年月日 及び番号			
	資格の名称			
	登録年月日 及び番号			
常駐の別				

- 備考
- 1 欄は公告に掲げる要件を満たす資格を記載すること。
 - 2 記載した資格について、免許等の写しを添付すること。
 - 3 法令による資格・免許を求めている場合は、 欄を記入する必要はない。
 - 4 欄は公告において配置技術者に「常駐」を求める場合に限り、「常駐」で配置する者に を記入すること。
 - 5 用紙が不足する場合は適宜複写して使用すること。

落札決定通知書

商号又は名称

代表者氏名

様

県立日南病院長

峯 一彦



下記の調達案件について、落札者を決定しましたので通知します。

記

調達案件番号	
調達案件名称	
開札日時	年 月 日 時 分
入札金額	円（税抜）
落札者 商号又は名称 代表者氏名	

年 月 日

入札参加資格確認結果通知書

商号又は名称

代表者氏名

様

県立日南病院長 峯 一彦 印

中央監視管理業務委託に係る入札参加資格について、下記の理由により入札参加資格が認められなかったので通知します。

記

(入札参加資格がないとした理由)

(注) あなたは、当職に対して入札参加資格がないとされた理由について説明を求めることができます。

説明を求める場合は、この通知を受けた日から2日以内に県立日南病院へその旨を記載した書面を提出してください。

年 月 日

入札参加資格確認中止通知書

商号又は名称

代表者氏名

様

県立日南病院長

峯 一彦 印

先に申請のありました下記の業務に係る入札参加資格申請について、あなたの前に落札候補者であった方の入札参加資格が確認された結果、あなたの入札参加資格確認を中止しましたので通知します。

記

業務名 中央監視管理業務委託

委託業務履行証明書

業 務 名	
契 約 日	
契 約 金 額	
施 設 名	
場 所	(都道府県名・市町村名)
期 間	年 月 日 ~ 年 月 日

受注者

住 所

商号又は名称

代表者氏名



上記委託業務が、誠実に履行されたことを証明します。

年 月 日

発注者

住 所

商号又は名称

代表者氏名



(この証明書は、中央監視管理業務に係る入札参加のための審査に使用するものです。)

記載例 (代表者が直接参加される場合)

入札書

(委託)

代表

余白に捨印(代表者印)を押印すること。

入札金額	拾	億	千	百	拾	万	千	百	拾	円
金額の先頭には、必ず¥マークをつけること。数字の訂正はできません。										
受託の内容	中央監視管理業務									
受託の内容、受託の場所、期間は、「入札説明書」記載のとおり記入すること。										
受託の場所	日南市木山1丁目9番5号ほか									
期間	平成 29 年 10 月 1 日から 平成 32 年 9 月 30 日まで									
入札保証金額	病院局財務規程第81条第2項第2号の規定により免除									
<p>上記金額に100分の108を乗じて得た金額をもって受託したいので、宮崎県病院局財務規程(平成18年宮崎県病院局企業管理規程第15号)等関係規程、設計書、仕様書及び指示事項を承知して入札します。</p> <p>平成29年 月 日</p> <p>入札書提出期限以前の日(入札書作成日)を記入すること。</p> <p>住所 住所 市大字 番地 入札人 氏名 氏名 株式会社 会社印 代表取締役 代表</p> <p>県立日南病院長 峯 一彦 殿</p>										
										入札条件等確認済

記載例 (代理人が参加される場合)

入札書

(委託)

代理人印

余白に捨印(代理人印)を押印すること。

入札金額	拾 億 千 百 拾 万 千 百 拾 円	金額の先頭には、必ず¥マークをつけること。数字の訂正はできません。
受託の内容	中央監視管理業務	受託の内容、受託の場所、期間は、「入札説明書」記載のとおり記入すること。
受託の場所	日南市木山1丁目9番5号ほか	
期間	平成 29 年 10 月 1 日から 平成 32 年 9 月 30 日まで	
入札保証金額	病院局財務規程第81条第2項第2号の規定により免除	

上記金額に100分の108を乗じて得た金額をもって受託したいので、宮崎県病院局財務規程(平成18年宮崎県病院局企業管理規程第15号)等関係規程、設計書、仕様書及び指示事項を承知して入札します。

平成29年 月 日

入札書提出期限以前の日(入札書作成日)を記入すること。

住所 住所 市大字 番地
入札人 氏名 氏名 株式会社
代表取締役

代理人 山 太郎

代理

県立日南病院長 峯 一彦 殿

委任状の代理人欄に押印したものと同一印鑑を押印すること。(会社印、代表者印は不要)

入札条件等確認済

記載例

委任状

私は、都合により 山 太郎 (使用印鑑
代理人印) を代理人と

定め下記業務の見積入札に関する権限を委任します。

記

1. 受託の内容 中央監視管理業務
2. 受託の場所 日南市本町1丁目9番5号ほか

受託の内容、受託の場所は、「入札説明書」記載のとおり記入すること。

平成29年 月 日

住 所 市大字 番地

名 称 株式会社 会社印

氏 名 代表取締役

代表

県立日南病院長 峯 一彦 殿

代理人の職名又は本人との関係

中央監視管理業務委託契約書（案）

宮崎県（以下「甲」という。）と（以下「乙」という。）とは、中央監視管理業務の委託について、次のとおり契約を締結する。

（目的）

第1条 甲は、中央監視管理業務の委託（以下「委託業務」という。）を乙に委託し、乙はこれを受託する。

（委託期間）

第2条 この委託業務の契約は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条の3の規定に基づく長期継続契約として行うものであり、委託業務の期間は、平成29年10月1日から平成32年9月30日までとする。

（委託料）

第3条 委託業務の委託料並びに消費税及び地方消費税額（以下「委託料等」という。）は次のとおりとする。

委 託 料 金	円（平成29年度	円）
	（平成30年度	円）
	（平成31年度	円）
	（平成32年度	円）
消費税及び地方消費税額 金	円（平成29年度	円）
	（平成30年度	円）
	（平成31年度	円）
	（平成32年度	円）
合 計 金	円（平成29年度	円）
	（平成30年度	円）
	（平成31年度	円）
	（平成32年度	円）

（契約保証金）

第4条 契約保証金は、（病院局財務規程第82条の規定による）。

（物品経費の負担）

第5条 この委託業務の実施に必要なすべての物品及び経費は、乙の負担とする。

ただし、甲は、乙の委託業務実施に必要な部屋、電話及び光熱水等その他甲が別に定める物を無償で使用させるものとする。

（委託業務の処理方法）

第6条 乙は、委託業務を甲が別に定める中央監視管理業務仕様書（以下「仕様書」という。）及び甲の指示に従って処理しなければならない。

（業務実施の確認検査等）

第7条 甲は乙に対して委託業務の実施状況について確認し、必要に応じて報告を求めることができる。

2 乙は、前項の規定により確認の結果、不完全な履行があった場合はすみやかに修復するものとする。

(実施状況報告書の提出)

第8条 乙は毎月委託業務の実施状況に関する報告書(以下「実施状況報告書」という。)を翌月5日までに提出し確認を受けなければならない。

(委託料の請求及び支払い)

第9条 乙は前条の規定による甲の確認を受けた後、毎月10日までに甲に委託料の支払い請求書を提出するものとする。

2 甲は、前項の支払い請求書を受領したときは、その日から起算して30日以内に委託料を乙に支払うものとする。

3 委託料の内訳は、月額 , , 円とする。

(秘密の保持)

第10条 乙は、委託の業務上知り得た秘密を他人に漏らしてはならない。

(個人情報の保護)

第11条 乙は、委託業務を処理するため個人情報を取り扱うに当たって、別記個人情報取扱特記事項を遵守しなければならない。

(現場責任者)

第12条 乙は、委託業務履行にあたり、乙を代理して委託業務の履行に従事する乙の従業員を直接に指揮管理監督する責任者を選任して、以下の任に当たらしめるものとする。

(1)当該現場における乙の従業員に対する労務管理

(2)委託業務履行に係る指揮監督

(3)委託業務に関する甲との業務連絡及び調整

(4)仕様書に基づく甲との注文受任

2 甲は委託業務の履行に関する注文、指図等を乙が選任した前項の責任者に行い、乙の従業員に対して直接これを行わないものとする。

(業務従事者)

第13条 乙は業務に従事する者の名簿を作成し、資格、免許等の写しを添付して甲に提出しなければならない。

(権利義務譲渡等の禁止)

第14条 乙は、この契約から生ずる権利を第三者に譲渡し、もしくは引き受けさせてはならない。

(再委託の禁止)

第15条 乙は、委託業務を第三者に再委託してはならない。

(契約の解除)

第16条 甲は、乙が次の一に該当するときは、この契約を解除することができる。

(1)乙がその責めに帰する理由によりこの契約に違反したとき。

(2)乙が委託期間内に委託業務を完了する見込みがないと認められるとき。

(3)乙が次のいずれかに該当するとき

ア 役員等（乙が個人である場合はその者を、乙が法人である場合にはその役員又はその支店若しくは常時清掃業務等の契約を締結する事務所の代表者をいう。以下同じ。）が暴力団関係者（宮崎県暴力団排除条例（平成23年宮崎県条例第18号）第2条第4号に規定する暴力団関係者をいう。以下同じ。）であると認められるとき。

イ 暴力団関係者が経営に実質的に関与していると認められるとき。

ウ 役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって、暴力団関係者を利用するなどしたと認められるとき。

エ 資材、原材料の購入契約その他の契約に当たり、その相手方がアからウまでのいずれかに該当することを知りながら、当該者と契約をしたと認められるとき。

オ 乙が、アからウまでのいずれかに該当する者を下請契約又は資材、原材料の購入契約その他の契約の相手方としていた場合（エに該当する場合を除く。）に、甲が乙に対して当該契約の解除を求め、乙がこれに従わなかったとき。

(4)前各号に掲げるほか、乙がこの契約に違反したとき。

2 甲は、翌年度以降において甲の歳出予算におけるこの契約の契約金額について減額又は削除された場合には、この契約を解除するものとする。

3 甲は前各項の規定による契約の解除によって生じた乙の損害については、その損害の責めを負わないものとする。

（損害賠償）

第17条 乙はこの契約に定める義務を履行しないために甲に損害を与えたときは、その損害を賠償しなければならない。

2 乙は、委託業務の実施について第三者に損害を与えたときは、その損害を賠償しなければならない。

（費用の負担）

第18条 この契約の締結及び履行に関し必要な経費は、乙の負担とする。

（派遣労働者の使用）

第19条 乙は、委託業務の実施に関し派遣労働者を使用するに当たっては、甲の承諾を得た場合に限ってこれを行うことができる。

（業務の引継ぎ）

第20条 乙は、この契約の最終年度において、次回以降の委託業務を乙以外の者が受託することとなった時は、または第16条第1項及び第2項の規定によりこの契約を解除されることとなった時は、甲の指示に従い委託業務の引継ぎを行わなければならない。

（協議）

第21条 この契約に定める事項について疑義が生じた場合またはこの契約に定めのない事項については、甲乙協議のうえ定めるものとする。

この契約の成立を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印のうえ、各自1通を保有するものとする。

平成 29年 月 日

甲 宮崎県

県立日南病院長 峯 一 彦

乙

別記

個人情報取扱特記事項

(基本的事項)

第1 乙は、個人情報（個人に関する情報であつて、特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）をいう。以下同じ。）の保護の重要性を認識し、委託業務の処理に当たっては、個人の権利利益を害することのないよう、個人情報を適正に取り扱わなければならない。

(秘密等の保持)

第2 乙は、委託業務に関して知り得た個人情報をみだりに他人に知らせてはならない。この契約が終了し、又は解除された後も同様とする。

(収集の制限)

第3 乙は、委託業務を処理するために個人情報を収集するときは、その利用目的を特定し、利用目的を達成するために必要な範囲内で、適法かつ適正な方法により収集しなければならない。

2 乙は、委託業務を処理するために個人情報を収集するときは、本人から収集し、本人以外のものから収集するときは、本人の同意を得た上で収集しなければならない。ただし、あらかじめ甲の承認を得たときは、この限りでない。

(目的外利用及び提供の禁止)

第4 乙は、委託業務の処理に関して知り得た個人情報を当該事務の利用目的以外の目的のために利用し、又は第三者に提供してはならない。ただし、甲の指示があるとき、又はあらかじめ甲の承認を得たときは、この限りでない。

(適正管理)

第5 乙は、委託業務の処理に関して知り得た個人情報について、漏えい、滅失又はき損の防止その他の個人情報の適切な管理のために必要な措置を講じなければならない。

(複写又は複製の禁止)

第6 乙は、委託業務を処理するために甲から提供を受けた個人情報が記録された資料等を複写し、又は複製してはならない。ただし、あらかじめ甲の承認を得たときは、この限りでない。

(再委託の禁止)

第7 乙は、この契約による個人情報を取り扱う業務を第三者に再委託してはならない。

(資料等の返還)

第8 乙は、委託業務を処理するために甲から提供を受け、又は乙自らが収集し、若しくは作成した個人情報が記録された資料等は、この契約の終了後直ちに甲に返還し、引き渡し、又は廃棄するものとする。また、当該個人情報を電磁的に記録した機器等は、確実に当該個人情報を消去ものとする。ただし、甲が別に指示したときは、その指示に従うものとする。

(従事者への周知)

第9 乙は、委託業務に従事する者及び従事した者に対して、在職中及び退職後においても当該業務に関して知り得た個人情報をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に利用してはならないこと等、個人情報の保護に関し必要な事項を周知させなければならない。

(実地調査等)

第 1 0 甲は、必要があると認めるときは、乙が処理する委託業務に係る個人情報の取扱状況について報告を求め、又は実地に調査することができる。

(事故報告)

第 1 1 乙は、この特記事項に違反する事態が発生し、又は生じるおそれのあることを知ったときは、速やかに甲に報告し、甲の指示に従うものとする。

中央監視管理業務仕様書

1. 業務名 中央監視管理業務

2. 履行場所 日南市木山1丁目9番5号
県立日南病院

3. 履行期間 平成29年10月1日から平成32年9月30日まで

4. 業務の目的

県立日南病院の電気、ボイラー、空調、給排水衛生設備等の安定かつ効率的な運転を行うことにより、諸設備が十分に機能を発揮し、かつ快適な病院環境を創ることを目的とする。また、諸設備の耐久性の保持及び省エネルギーについても充分考慮すること。

5. 業務実施方法

ボイラー作業主任、営繕作業士を除く職員は、常時中央監視・防災センターにおいて、種々の設備を機械的に監視するとともに、現場に出向いて必要な作業を行うものとする。

ボイラー作業主任は、日中ボイラー監視室及びボイラー室に常駐しボイラー運転監視及び必要な業務を行うものとする。

営繕作業士は通常、院内、営繕室において営繕作業を行い、必要に応じて公舎に出向き、給排水、衛生保守管理及び営繕作業を実施するものとする。

6. 業務内容

A. 運転監視等業務

1) 共通的な業務

諸設備の運転及び監視

諸設備の日常の巡視点検、異常時の措置、消耗品類の補充交換

各種計量器の読み取り記録（電気、ガス、水道、井戸水、他）

公共料金にかかる検針時の立ち会い

別に定める諸設備ごとの定期点検

別に定める諸設備の目視点検

諸設備の非常時における適切な処置

設備全般の清掃、手入れ

設備全般の改善立案及び小修繕

別途外注する保守点検及び院内工事の立会、連絡調整

緊急院内放送

法定点検業務の報告書作成保管

各種機器のデータの記録整備保管

2) 電気設備に係る業務

中央監視設備による監視、制御、データ管理

デマンド監視及びピークカットの対応

非常用発電機、直流電源装置の定期保守点検

無停電電源（C V C F）設備の日常保守点検

昇降設備の運転監視及び緊急措置

停電時の非常用発電機の管理

各電池の日常点検

第2非常用発電機用少量危険物の管理

特殊設備の日常保守点検及び故障対応

（防災設備、時計装置、電気錠設備、ナースコール、I T V設備、自動ドア設備、放送設備）

各電気設備機器（サイン含む）小修繕（球交換等）

その他の電気設備の日常点検

3) 熱源・機械設備（空調・給排水設備）に係る業務

中央監視設備による監視、制御、記録

熱源機器及び付属機器の日常保守点検及び巡回運転監視

冷却塔、補給水槽の日常保守点検及び運転監視

空調機（ファンコイル含む）、給排気ファンの日常保守点検及び運転監視

各種ポンプ類の日常保守点検及び運転状態監視

特殊設備、機械装置の日常保守点検及び故障対応

（特殊排水・医療ガス・厨房設備・純水設備・井水設備・消防設備他）

各種タンク類の日常保守点検及び管理

給排水設備、衛生設備、パイプシャフト等の清掃

各種水質検査実施記録

各設備機器の小修理並びに緊急対応修理・処置

病棟及び外来棟のフィルター清掃年2回、その他の部分は随時

ただし、感染性排気処理用フィルターの交換作業は別途とする

各種配管及びバルブ類の日常保守点検

法定点検業務の報告書作成立会い（ボイラー等）

業務用空調冷凍機器の簡易点検・報告（年4回）

4) 搬送設備に係る業務

故障時の1次対応及び障害排除

その他、利用者からの問い合わせに対する対応等

5) 建築物に係る業務

各施設の破損部小修理

各施設の緊急処置及び障害除去（雨水配管等）

6) 協力及び立会い等の業務

官公庁等の検査

施設の整備（保守業務に関するもの）に伴う測定試験、検査

病院が実施する自主的保全調査及び検査

病院が実施する施設整備及び施設整備のための事前調査及び点検

7) 病院内LANに係る業務（IT担当業務）

病院内の院内LANを利用する端末機器（パソコン及びプリンター）の設置管理

院内LANを利用する端末機器の設定及びプリンター等周辺機器接続支援

院内LANを利用する病院所有のパソコンへのウィルス対策ソフトインストール作業
及びOSのアップデート作業支援

院内LAN用ネットワークの簡易的な配線業務

院内LANを利用するパソコンにウィルス感染が確認された場合の隔離、復旧作業

院内LANトラブルの際の初動対応

8) 電話交換設備に係る業務

電話器及びPHSのトラブルの一次対応に関すること。

PHSの修理の際の出入管理に関すること。

9) ボイラー作業主任者の業務

ボイラー及び付属機器の運転、管理及び小修繕

ボイラー用水の水質管理

病院内第1種圧力容器の管理

病院内少量危険物の管理

ボイラー等設備の法定検査前の整備に関すること

その他、ボイラー及び圧力容器安全規則に基づく点検

10) 営繕作業士の業務

木工製作物製作（本棚等）

院内木製建具の修理

車椅子等の修繕

公舎の給排水、衛生設備等の修理

B. 防災業務

防災監視盤（ガス漏れ受信機含む）の監視、操作

火災等の災害発生時の通報連絡、初期消火、避難誘導、防災設備の操作

自衛消防活動の中核的役割（自衛消防業務講習受講者の配置）

消防、防災設備の日常保守点検

病院及び日南市消防隊への防災情報の提供

防災訓練への参加

C. 点検サイクル他

1) 日常巡回点検業務

日常巡回点検は、運転監視業務に付帯して行う業務で各設備の運転状況を判断し、機器機能状態を人的に管理する。

2) 月度点検

各機器の定期点検を周期的に行い消耗品の交換、潤滑油の補充、注油、清掃を実施し、機器の状態を維持保全することを目的とする。

3) 年度点検

各設備メーカーにより実施された精密点検（法定検査含む）に基づき異常の有無を確認する点検（各種点検基準に基づく点検）

4) 各種小修理

設備管理者の行える範囲の軽微な修理対応の実施（常設の工具で対応可能範囲）

5) 各設備機器台帳

データ記録に基づき分析し、補修改善計画の企画立案及び進言

D. その他病院が必要と認める業務

以上の業務以外でも、公舎修繕その他病院から要請された作業等については、積極的に協力すること

7. 施行方法

1) 実施計画、年間計画表

受託業者は、業務内容の目的にあった実施計画、年間計画表を提示し、病院施設担当職員の承認を受けること。

万一の災害時及び類する緊急対応の連絡体制網確立

2) 従事者名簿

委託業者は業務を施行するに当たり従事する者の名簿（氏名、生年月日、住所、電話番号、学歴、職歴、所有資格を記載）を事前に病院施設担当職員に提出すること。

従事者を変更する場合も事前に届けを出し、承認を受けること。

3) その他

委託業者は、その他業務方法の変更等の必要が生じたときは病院担当職員と協議のうえ、管理業務仕様書の変更を行い病院施設担当職員の承認を受けること。

中央監視室の内部には、関係者以外入れないこと。

関係する他の委託業者（警備、清掃等）とは、相互に協力して業務を遂行すること。

平成32年9月に委託期間が終了し引続き委託業務を受託しない場合においては、新受託業者との引継ぎを綿密に行い病院運営に支障がない様に努めること。

8 . 受託体制

1) 受託者は以下のことに留意し、業務を遂行すること。

勤務態勢は平日の日勤（8時から17時まで）が業務代理人、ボイラー作業主任、管繕作業士、中央監視卓番、現場作業要員（単独作業は不可）が常駐し、それ以外は中央監視卓番、現場作業要員（単独作業は不可）を常駐させ、夜間は業務に支障のない範囲で交代で仮眠できるものとし、業務代理人は台風接近時を除いて平日の日勤専門とする。また平日の日勤帯には、必ずIT担当者が配置されること。（この場合業務代理人がIT担当者を兼ねてもかまわない。）

ボイラー運転業務はボイラー運転資格者が勤務すること。（ボイラー作業主任者は1級ボイラー技士以上の有資格者かつ作業主任者として1年以上の実務経験者があたること）

常に病院施設担当職員と緊密な連携をとり実務遂行に万全を期すること。

管理業務の内容を熟知して、従事者に十分な指導を行うこと。

従事者には研修・訓練を実施して業務内容の向上に努めること。

業務上知り得た内容について他の者に漏らしてはならない。

入院患者、外来患者等の接遇には十分注意を払うこと。

各種免許を要する業務に当たる場合は、免許証もしくはそれに代わるものを携帯すること。

2) 委託業務に必要な資格

1級ボイラー技士以上のボイラー資格者

電気工事士 1種

危険物取扱者 甲種または乙種

3種冷凍機械保安責任者

消防設備士（甲種または乙種）または消防設備点検資格者（1種または2種）

自衛消防業務講習修了者

9 . 報告

受託業者は病院施設担当職員に対して業務報告を文書で行うこと。

1) 業務日報

業務代理人は状況を把握した後、翌日までに病院施設担当職員に報告すること。

2) 業務月報

業務代理人は、受託業務について関係業務を集約した業務月報を作成し、翌月5日までに病院施設担当職員に報告し承認を受けた後、請求書を提出しなければならない。

3) 業務年報

業務代理人は、受託業務について関係業務の集約、統計処理を行った上で業務年報を作成し、年度終了後1か月以内に病院施設担当職員に報告すること。

4) 問題発生時の対応

故障が発生した場合は、直ちに修繕するものとする。修繕が出来ない場合は、病院側

に連絡して指示を仰ぐこと。

なお、緊急を要する場合において病院側と連絡がとれないときは、予め決められた保守業者に修理を要請すること。

5) 保管

業務日誌、月報、年報、その他報告書は、作成日より2年間を超える年度末まで保管を行い、病院施設担当職員より提示の要求があれば開示すること。

6) その他

受託業者は常に業務内容の点検、見直しを行い業務改善に努めること。

10. 支給品及び貸与品

業務に必要な物のうち支給又は貸与するものは、次のとおりとする。

- 1) 支給品 電球、蛍光管球、潤滑油、燃料、パッキン、フィルター、ベルト、各種水処理薬品、各種記録消耗品、管繕材料
- 2) 貸与物件 業務上必要な部屋、電話及び光熱水、設備保守工具、その他業務に必要な機械

11. この仕様書に疑義が生じた場合については、双方協議して定める。

< 年額の積算 >

技術者	区 分	人数	年 間 作業日数	一日当たり 時間数(h)	時間単価 (円/h)	金額 (円)	備 考
一般技術員	平日昼間	6人	244	8.75			8:30～17:15
	平日夜間(加算なし)	3人	244	8.25			17:15～22:00/5:00～8:30
	平日夜間(加算あり)	3人	244	7			22:00～5:00
	休日昼間	3人	121	8.75			8:30～17:15
	休日夜間(加算なし)	3人	121	8.25			17:15～22:00/5:00～8:30
	休日夜間(加算あり)	3人	121	7			22:00～5:00
直接人件費計							
直接物品費							
業務管理費							
一般管理費等							
業務費							
消費税等							
総合計							

< 3年間の積算 >

	契約の単位となる金額	円/年
	契約期間全体の執行予定額	円/3年